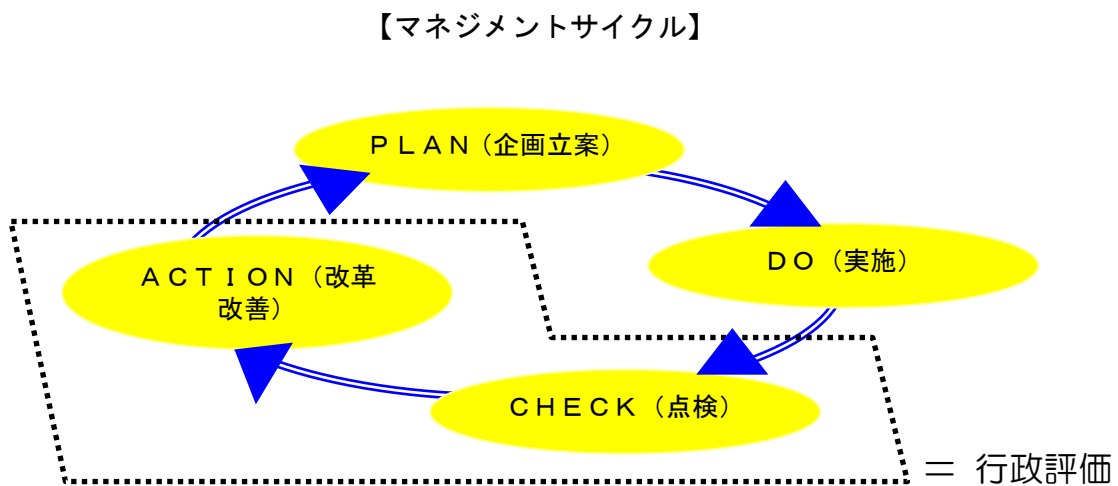


行政評価とは

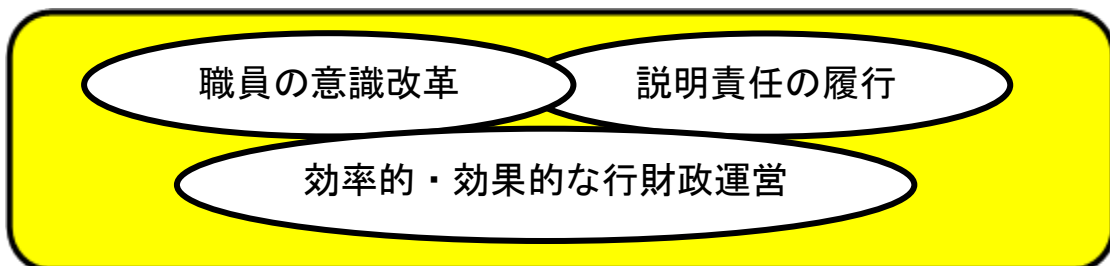
行政評価とは、行政が行う施策や事業を「住民にとっての効果は何か」「当初期待したとおりの成果はあがっているか」という視点から、主観的に評価・検証を行うもので、より効果的・効率的な市政、住民に分かりやすい市政の運営を目指すものです。

また、PLAN（企画立案）、DO（実施）、CHECK（点検）、ACTION（改革改善）というマネジメントサイクルの CHECK、ACTION に相当するもので、実施した事業を客観的に評価し、その結果を次の事業実施に活かしていく手段という言い方もできます。

行政評価のイメージ図



行政評価制度導入の目的



職員の意識改革

- ・・・評価作業の実施等を通じて自己決定・自己責任で仕事ができる職員へと意識改革を図ります。

説明責任の履行

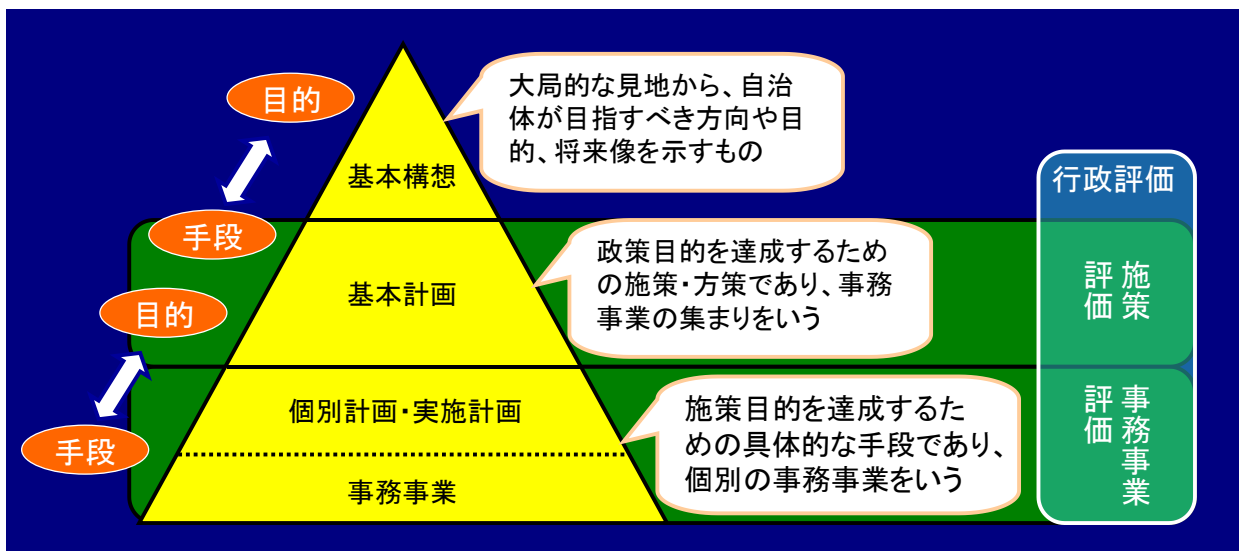
- ・・・調査結果を公表することにより、住民の意見を聴取し、次の評価ステップへとつなげていくとともに、政策形成過程の透明化を図り、説明責任の履行を図ります。

効率的・効果的な行財政運営

- ・・・事務事業を単位に評価すべきものを選定し、重複する事務事業を整理します。
また、予算規模の大小にかかわらず、住民サービスや住民ニーズに寄与する事務事業の位置付けや役割を明確化し、必要に応じて目標の数値化を図り、資源の適正配分に役立つ情報を産出します。

総合計画と行政評価の関係

行政活動は、大きく分けると次の3つのレベルがあり、それぞれが目的と手段という関連性を有しています。つまり、施策は政策を実現するための手段、事務事業は施策を実現するための手段という関係です。



事務事業の中には、住民を対象とした事務事業だけでなく、内部事務的なものや管理事務的なものも数多く含まれています。従って、評価すべき事務事業を的確に選定し、「自らの判断と責任において」一定の基準によって評価していく仕組みをつくるのが事務事

業評価制度の構築につながります。

総合計画においても、10年間の基本構想、5年間ずつの基本計画から構成され、これに具体的な事業を落とし込んだ実施計画があるほか、各専門分野で策定される個別計画があります。こうした総合計画や個別計画に連なるのが事務事業であり、「評価対象事務事業棚卸し調査実施要領」に則って評価対象とすべき事業かを判断し、事務事業評価の評価対象事業を決定していきます。

第2次弥富市総合計画の行政評価については、効果的な総合計画のPDCAに向けて、事務事業評価は実施計画事業を対象に行い、施策評価は施策目標における主要施策と主要事業について事務事業評価と合わせて実施します。